

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和6年4月
水産庁

第1 今回の変更事項

変更事項1：「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6年3月公表）
を踏まえた本則等の規定の見直しについて

変更事項2：「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管理区分（まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業）の追加について

変更事項3：「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」、「別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域」、「別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

変更事項4：「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりぎめ（南大西洋海域）」の特定水産資源への追加について

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第2 今後のスケジュール

4月9日から5月8日まで：パブリックコメントの実施

5月中旬：水産政策審議会に諮問

6月中：官報掲載（官報掲載日での同時施行）

**【変更事項1】「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6年3月公表）を踏
まえた本則等の規定の見直しについて**

1 変更の趣旨

- (1) 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定し、これに沿って数量管理を基本とする新たな資源管理の取り組みを進めてきた。当該ロードマップの内容については、資源管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した資源管理基本方針の本則等にも一部規定している。
- (2) これまでの資源管理の取組の結果、新たな資源管理について一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきた。こうした状況を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目標とした「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（参考）を策定したところであり、当該新たなロードマップの内容を踏まえて、資源管理基本方針の規定についても必要な見直しを行う。

2 変更内容の概要

主な変更内容は以下のとおり（※変更点は下線部）。その他、修辭的な修正を行う。

変更箇所	変更前	変更後
本則、第1の2(3)	令和5年（2023年）度までに、（中略） <u>80パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。</u>	令和7年（2025年）度までに、（中略） <u>80パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。</u>
本則、第6	大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、 <u>大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年（2023年）度までに、漁獲割当てによる管理を開始する。</u>	大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、 <u>引き続き漁獲割当てによる管理を拡大する。</u>
本則、第7の3	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとし、これらの作業は、令	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

	<u>和5年（2023年）度までの完了を目指すこととする。</u>	
別紙4-2、第4(2)②	各地域、漁業種類ごとに、 <u>（新規追加）</u> 漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 <u>当該措置は、現在、各地域の資源管理計画（水産庁長官通知「資源管理指針・計画作成要領」（平成23年3月29日22水管第2354号）に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに作成するものをいう。）に定められているところ、令和5年度までに、資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行することとし、当該協定において、資源管理の目標に照らし適当な措置を講ずることとする。</u>	各地域、漁業種類ごとに、 <u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、</u> 漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 <u>（削除）</u>
別紙4-2、第4(3)	沖合底びき網漁業において、 <u>（新規追加）</u> すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。 <u>これらの措置は現在、資源管理計画において、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらが総水揚量の20パーセントを超えた場合を対象に定められているが、令和5年度までに資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行する際には、当該協定において、資源管理の目標に照らして検討し、必要な場合には適当な措置を講ずることとする。</u>	沖合底びき網漁業において、 <u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、</u> すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。 <u>（削除）</u>

【変更事項2】「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管理区分（まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業）の追加について

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるまさば及びごまさば太平洋系群の管理において、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第2条第1号に掲げる漁業をいう。）については、現在、「まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業」の管理区分に含まれ、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理」を行うこととされている。
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業については、漁業法に基づくTAC管理が開始された令和3管理年度以降、本資源のTAC報告が行われている。当該TAC報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、TAC管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を令和6管理年度（7月～翌6月）から追加し、同管理区分について配分数量を明示することとする。

2 変更内容の概要

「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の「第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」に、以下を内容とする大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を新たに追加する。

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線と東経152度59分46秒の線との両線間の水域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

- 陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで
- イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認められる期間を除く。）
- 陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

【変更事項3】「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」、「別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域」、「別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源である「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」、「別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域」、「別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部」では、漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分について、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて配分することを基準としている。
- (2) 令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までにおけるTAC配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能にするため、可能な限り直近の漁獲実績及び一定の配分の比率を用いることとし、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績に応じた配分を行っている。
- (3) 令和6年の漁獲可能量の配分に当たっては、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの3年間の漁獲実績が新たに利用可能となる場所、引き続き直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業が可能となるよう、配分に係る基準年を「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」の3年間に更新する。

2 変更内容の概要

「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」、「別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域」、「別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準に用いる漁獲実績について、「平成29年(2017年)から令和元年(2019年)まで」のものから、「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」に変更する。

(参考)

	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	R8年 (2026年)
漁獲実績										
TACの配分基準										

【変更事項4】「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりざめ（南大西洋海域）」の特定水産資源への追加について

「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりざめ（南大西洋海域）」について、各資源に関するステークホルダー会合での検討、取りまとめを踏まえ、令和6年7月又は8月からのTAC管理開始に向けて、資源管理基本方針の別紙2に新たに追加する。具体的な内容は別紙のとおり。

(以上)